令和2年6月15日

## 区立図書館視聴覚室・会議室等の利用について(再確認)

## 1 利用制限

令和2年6月1日から再開した視聴覚室・会議室等の利用については以下のとおりの対応をお願いします。

(1)利用人数の制限 通常の座席数の半数程度

(2)利用目的の制限 合唱やダンス (バレエ含)等については、3密を回避できる場合には利用を可とする。

(3)会議室使用料 ①利用人数を制限して貸出しを行う期間は、減免対象の利用者以外の利用者は使用料が5割減額となります。

②還付が必要となる場合には、還付手続きをお願いします。

(4)感染症対策 【館の対応】

消毒液の設置、利用後の換気・清掃・消毒(最低1日1回)

【利用者へのお願い】

利用前後の手洗い、マスクの着用、利用中の換気(可能な範囲) ソーシャルディスタンスの確保、利用者名簿等の作成

(5)申請手続 ①仮予約については従来どおり。

②申請書提出および使用料支払は利用日当日か、直近の日とする。 ※申請書の提出は仮申込時でも可であるが、その際使用料は受領せず、利用承認書も発行せず、利用承認書の写を渡してください。 ※複数の利用日の申請があった場合、最も早い利用日に使用料を

受領し、承認書を発行してください。

## 【申請手続きのポイント】

会議室等の利用人数の制限は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応のため、制限の期間が明確ではありません。また、状況によっては、再度臨時休館となる可能性もあります。

よって、事前に使用料を受領してしまうと追加のお支払いや還付が発生する可能性が大きくなるため、なるべく使用料の受領は利用日直近とするものです。

光が丘図書館管理係 越 智